

令和 4 年度 第 1 回千代田区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和 4 年 11 月 15 日（火）午後 2 時～ 4 時 千代田区役所 4 階 402 会議室
出席委員	松江 仁美 会長 奥村 広美 副会長 高橋 誠 委員 奥 尚子 委員 田中 英二 委員 藤田 博樹 委員
審議案件	令和 5 年度 賃金下限額等について
諮問について	令和 5 年度賃金下限額について、区長代理として行政管理担当部長から会長へ諮問書を提出
審議内容	○事務局より以下の点を説明 ①条例の対象範囲について（令和 5 年度） 工事請負 1 億 3, 0 0 0 万円以上→1 億 2, 0 0 0 万円以上 業務委託 2, 8 0 0 万円以上→2, 4 0 0 万円以上 ②適用従事者について ③社会保険加入状況の報告について 未加入者がなしであることが報告された。 ④賃金下限額の設定について 工事請負契約は、公共工事設計労務単価（令和 5 年度）の 90%、 業務委託契約・指定管理協定は、1,120 円（時間）、職種別賃金は、 上記に準じて引き上げる。 ただし、警備員、保全管理員については、他職種との差が大きくなっているため、当面据え置きとする。
審議内容に係る委員からの意見及び事務局意見	賃金下限額の設定について ・委託・指定管理の賃金下限額について、都最低賃金額が 31 円上昇し、区提案との差が縮小しておりもっと下限額を上げてほしい。 介護職の求人倍率が低く、他業種に比べ厳しい状況のため賃金下限額の見直しをしてほしい。 ・審議会の開催時期を早めてほしい。 →国、都の人事院勧告が発表される時期が 10 月中旬頃であり、その後には区の賃金下限額案を策定するため、開催時期を早めることは難しい。 ・工事の賃金下限額について、公共工事設計労務単価の 90%を了承する。

	・公共工事設計労務単価の 92%に向けて検討してほしい。 ・現場訪問の実施を検討してほしい。 →労務台帳の提出等、事業者の事務負担が大きく、業務中に訪問となると更に事業者負担が増大するため難しい。 ・高齢者雇用の面から、警備員、保全管理員の下限額を据え置いた方がよい。
その他意見等	・工事で資材、物価が高騰しているため、インフレスライド条項等を速やかな適用をしてほしい。 ・債務負担行為により、新年度から余裕をもって契約をする等により、総合評価方式を一層進めてほしい。